

日本遺産 館林の「里沼」ロゴマーク使用について

■館林市における使用ルールについて

(1)館林の「里沼」ロゴマークを使用の範囲

館林市「日本遺産」推進協議会、館林市、群馬県及び関係機関、報道関係のほか、以下については、日本遺産「里沼」ストーリーの普及啓発・広報周知・地域活性化促進を目的とした場合に限り、協議会に対して事前に届け出た上で、ロゴマークを無償で使用することができる。

- ①構成文化財の所有者・管理者
- ②ストーリーの域内（館林市内）の団体・企業・個人
- ③その他、推進協議会が必要と認める者

上記以外は、原則としてロゴマークは使用できない。

(2)禁止事項

以下の使用は禁止する。

- ①販売商品のパッケージ等に使用する場合で、館林市内で開発又は製造・生産されていない場合
- ②主として、特定の政治・思想・宗教・募金等の活動と結び付けて使用する場合
- ③法令や公序良俗に反するような方法で使用する場合
- ④不当利益をあげることが目的とするような使用となる場合
- ⑤特定の個人又は団体の売名に利用されるような使用となる場合
- ⑥推進協議会が禁止するものに該当する場合

(3)推奨事項

文化庁は、単なる「日本遺産」の普及・PRに留まらず、館林市のストーリーである「里沼（SATO-NUMA）」を活かした地域活性化を推奨している。よって、館林の「里沼」ロゴマーク使用にあたっては、下記による使用を推奨する。

- ①ロゴマークに合わせ「里沼（SATO-NUMA）」を想起できる言葉である「たてばやしの里沼」、「館林市『里沼』」、「SATO-NUMA」等の挿入。
- ②当社は、館林市『里沼』による地域振興を応援しています。」等のフレーズの追記。

(4)申請方法について

〔1〕 事前届出時には、申請書に以下の事項を明記し、提出する。

- (A) 申請者の名称・住所・電話番号・団体名・連絡先等
- (B) 使用目的
- (C) 使用方法（具体的に記載すること。使用方法がわかるイメージ図等を添付すること。）

〔2〕届出先：館林市「日本遺産」推進協議会 歴史文化部会事務局
(市日本遺産プロジェクト＝文化振興課)

〒374-0018 群馬県館林市城町3番1号

電話：0276-71-4111 メール：nihonisan@city.tatebayashi.gunma.jp